平成２９年（フ）第５１号
山形県酒田市あきほ町665番地の５　ソシアルＫ２―101号
債務者　五十嵐昌巳
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１９６号
群馬県高崎市石原町524番地４　ハイツかんざわⅡ105号
債務者　佐藤　寛之
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５８０号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金878番地78　若葉ニューハイム101号
債務者　小林　好一
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５９７号
埼玉県坂戸市花影町８番37―17号
債務者　石上　栄子（旧姓菊田）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２４２号
愛知県稲沢市井之口大坪町79番地１　井之口団地４―101
債務者　野島　　愛
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３８４号
愛知県岡崎市石神町５番地１　エクセレンス石神　206
債務者　浅山　雅信
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
三重県松阪市中央町564番地　エスペランス中央206号室、前住所三重県松阪市大黒田町1446番地４
債務者　奥野　美久（旧姓竹内・松井）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第３２３０号
大阪市住之江区御崎１丁目２番23―603号
債務者　小松　俊充（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５７９号
大阪市東成区神路１丁目４―24―602、住民票上の住所大阪市東成区東今里１丁目４番10号レオパレスメルベーユ緑橋201号
債務者　冨家　友紀
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５８７号
大阪市中央区内本町１丁目３番10―802号
債務者　森谷　歩美（旧姓小畑・小阪）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６５６号
大阪市港区港晴４丁目18番18号　ヴィラナリー港晴　405号
債務者　矢野　佳子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７０１号
大阪市旭区大宮４丁目18番24号　マンション第２新大宮　301
債務者　北野　光浩
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８６１号
大阪府東大阪市荒川２丁目18番７号　マックスハイツ　305号、前住所大阪市城東区諏訪４丁目９番20号　アロンディールⅠ―204
債務者　板倉　詳二
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８７８号
大阪市東淀川区上新庄３丁目16番５号
債務者　橋田　正夫
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８９９号
大阪市平野区喜連２丁目６番10―206号
債務者　岡村　　優
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１９４号
大阪府茨木市主原町12番31号　フジハイツ307号
債務者　小林幸太郎
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部